

## 利用上の注意

- 1 幼児、児童及び生徒年齢は 2020 年 4 月 1 日現在の満年齢によります。  
(ただし、3 歳児については、2020 年 4 月 2 日から 5 月 1 日までに満 3 歳に達し入園した園児を含みます。)
- 2 数値については、単位未満を四捨五入したことにより総数（計）が内訳を合算した数と合わないことがあります。
- 3 グラフ内の数値については、単位未満を四捨五入したことにより同数でもグラフに差があることがあります。
- 4 本文及び統計表中の記号の用法は次のとおりです。

「△」	マイナス
「－」	計数がない場合
「0.0」	計数が単位未満の場合
「…」	計数出現があり得ない場合又は調査対象とならなかった場合
- 5 全国数値は、文部科学省が公表した 2020 年度確定値に基づく数値です。
- 6 用語の説明は、次のとおりです。

<b>単式学級</b>	同学年の児童生徒で編制されている学級
<b>複式学級</b>	2 以上の学年の児童生徒で編制されている学級
<b>特別支援学級</b>	学校教育法第 81 条 2 項各号に該当する児童生徒（「知的障害」、「肢体不自由」等）で編成されている学級
<b>帰国児童（生徒）</b>	海外勤務者等の子供で、引続き 1 年を超える期間海外に在留し、2019 年度間に帰国した児童、生徒
<b>教員（本務者）</b>	当該学校の専任の教職員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断する。
<b>教員（兼務者）</b>	本務者以外の者。学校基本調査では延べ数として把握している。
<b>教育（保育）補助員</b>	教育・保育活動の補助を行っている者。教員免許状等の有無は問わない。
<b>幼保連携型認定こども園</b>	認定こども園法の改正により、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として 2016 年度から創設されたもので、小学校就学前の子供の教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設
<b>義務教育学校</b>	小学校から中学校までの義務教育を一つの学校として一体的に小中一貫教育を行う学校
<b>中等教育学校</b>	中高一貫教育を一つの学校において一体的に行っている学校であり、前期課程は中学校の基準を、後期課程は高等学校の基準をそれぞれ準用している学校

<b>特別支援学校</b>	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者）に対して、小・中学校等に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている学校
<b>高等学校等進学者</b>	中学校卒業者のうち高等学校の本科（全日制、定時制及び通信制）・別科、中等教育学校後期課程の本科・別科、高等専門学校及び特別支援学校高等部の本科・別科へ進学した者及び進学しかつ就職した者
<b>大学等進学者</b>	高等学校卒業者のうち大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者及び進学しかつ就職した者
<b>専修学校（高等課程）進学者</b>	中学校卒業者のうち専修学校の高等課程（中学校卒業程度を入学資格とする課程）へ進学した者及び進学しかつ就職した者
<b>専修学校（専門課程）進学者</b>	高等学校卒業者のうち専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で通常、専門学校と称する。）へ進学した者及び進学しかつ就職した者
<b>専修学校（一般課程）等入学者</b>	中学校卒業者のうち専修学校（一般課程）、各種学校（予備校等）へ入学した者及び入学しかつ就職した者
	高等学校卒業者のうち専修学校（一般課程及び高等課程）、各種学校（予備校等）へ入学した者及び入学しかつ就職した者
<b>公共職業能力開発施設等入学者</b>	職業能力開発促進法に基づき設置された施設（職業能力開発大学校等）や、学校教育法以外の法令に基づいて設置された教育訓練機関に入学した者及び入学しかつ就職した者
<b>高等学校（又は大学）等進学率</b>	高等学校（又は大学）等進学者÷卒業者数×100
<b>就職者等</b>	入学者・進学者以外の「自営業主等」、「無期雇用労働者」、「有期雇用労働者（雇用契約期間が1か月以上の者）」及び「臨時労働者」の計
<b>就職している者</b>	「自営業主等」、「無期雇用労働者」及び「有期雇用労働者（雇用契約期間が1か月以上の者）」のうち雇用契約期間が一年以上かつフルタイム勤務相当の者
<b>就職者</b>	「高等学校等進学者、専修学校（高等課程）進学者、専修学校（一般課程）等入学者、公共職業能力開発施設等入学者、就職者等」のうち「就職している者」
<b>自営業主等</b>	個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者
<b>無期雇用労働者</b>	雇用契約期間の定めのない者として就職した者
<b>有期雇用労働者（雇用契約期間が一か月以上の者）</b>	雇用契約期間が1か月以上で期間の定めのある者
<b>臨時労働者</b>	雇用契約期間が1か月未満で期間の定めのある者

<b>卒業者に占める 就職者の割合</b>	就職者数 ÷ 卒業者数 × 100
<b>入学志願者（卒 業後 の 状 況 調 査）</b>	入学願書を提出した者の実数 同一人が 2 校以上に志願し、そのいくつかの学校に合格した場合は実際に入学した学校、いずれの学校にも不合格の場合は第 1 志望の学校の志願者